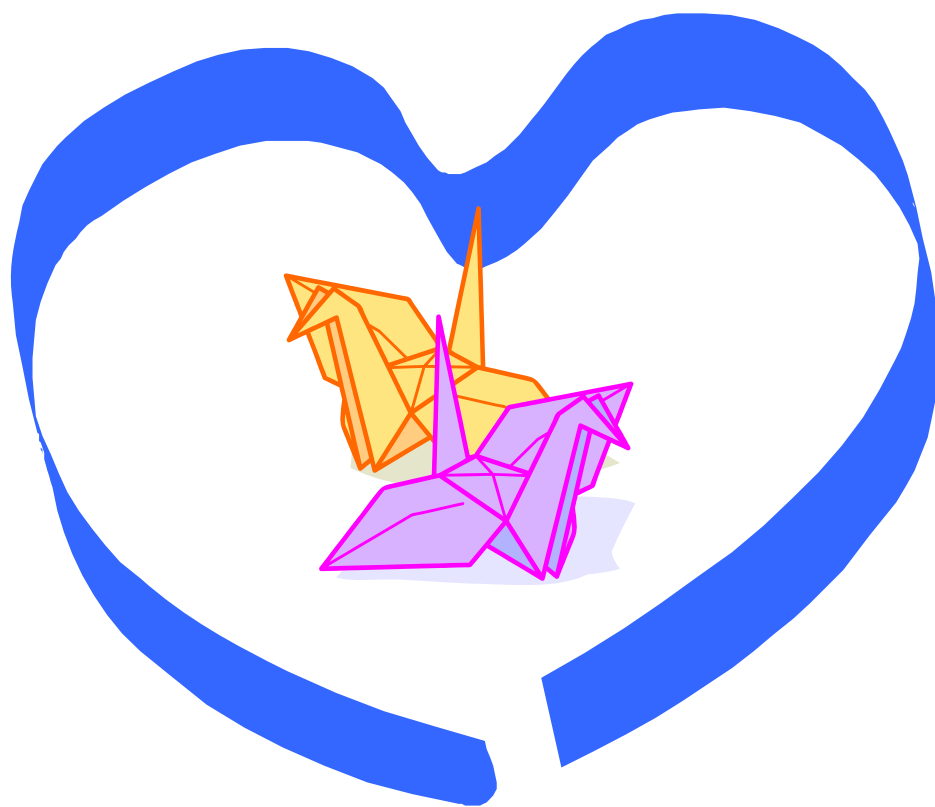


都留市男女共同参画推進計画

～つるハートフルプラン～

(平成 18 年度～平成 27 年度)



都 留 市

平成 1 8 年 3 月

はじめに

本市では、平成 8 年に「都留市女性プラン」を策定し、男女間の偏見や固定的な性別役割分担意識の是正などのため諸施策を推進するとともに、平成 12 年 3 月には全国に先駆けて「都留市男女共同参画基本条例」を制定する中、平成 13 年 3 月には「男女共同参画都市」を宣言しました。

「都留市女性プラン」策定から 10 年が経過し、少子・高齢化の進行、経済産業構造の変化など社会情勢は大きく変化するなど、男女ともに社会の構成員として、あらゆる分野に参加・参画していくことが益々必要となっています。

そのため、これらの課題に対応し、男女共同参画社会のさらなる推進のため、新たな推進計画を策定することとし、平成 17 年 1 月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」に基づき、本計画では、男女が性別にかかわらずに、ひとりの人間としてその人権が尊重される社会を目指すため、総合目標を「人権の尊重」とし、また、男（ひと）と、女（ひと）が、互いに思いやり、助け合い、感謝し合う、そのような心と心のつながりを大事にしようという意味合いを含めて、名称を「都留市男女共同参画推進計画—つるハートフルプラン—」といたしました。

男女共同参画社会の実現のためには、地域住民、事業者、学校、各種団体、また、行政など、あらゆる主体が協働により、取り組むことが必要不可欠となるため、皆様の一層のご理解とご協力をお願いする次第です。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力いただきました都留市男女共同参画推進委員をはじめ、多くのご意見をお寄せいただきました市民の皆様、そして市民意識調査にご協力いただきました皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成 18 年 3 月

都留市長 小林義光

男女共同参画都市宣言

わたしたちのまち都留市は、古くは城下町として栄え、先人からの教育・文化を尊重しながら、学園都市として発展してきました。女（ひと）と男（ひと）が、互いの人権を尊重できる「ひとにやさしいまち」を築くため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1. わたしたちは、男（ひと）と女（ひと）が互いの人権を尊重し、真の平等をはぐくむまちをつくります。
1. わたしたちは、たがいに協力し、社会のあらゆる分野で女（ひと）と男（ひと）がともに参画できるまちをつくります。
1. わたしたちは、男（ひと）と女（ひと）がともに個性や能力を発揮し、家事・育児・介護・仕事を分かち合う協働のまちをつくります。
1. わたしたちは、国際社会の一員として地球環境を守り、平和を愛する、美しいまちをつくります。

平成 13 年（2001 年）3 月 4 日

山梨県都留市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	策定の趣旨	1
2	計画の総合目標	1
3	計画の性格	1
4	計画の期間	1
5	計画策定の背景	2

第2章 計画の内容

1	計画の体系表	4
2	基本目標Ⅰ 人権の尊重とその意識づくり	6
	基本目標Ⅱ 男女共同参画による豊かな社会づくり	17
	基本目標Ⅲ いきいきと働くことができる職場づくり	24
	基本目標Ⅳ お互いが自立し共に支え合う家庭づくり	31
	基本目標Ⅴ 計画の推進体制づくり	42

第3章 資料

1	男女共同参画の推進に関する年表	45
2	都留市男女共同参画基本条例	49
3	都留市男女共同参画推進委員会設置条例	50
4	都留市男女共同参画推進会議設置要綱	51
5	男女共同参画基本法	52

第 1 章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、平成8年3月に「都留市女性プラン」を策定し諸施策の推進を図ってきました。この中で平成12年3月には「都留市男女共同参画基本条例」の制定、平成13年3月には「男女共同参画都市」を宣言し、男女間に残る偏見や性別による固定的な役割分担意識の是正を図り、男女が共に個性や能力を十分に発揮し、社会や家庭生活に参加することができる社会づくりに努めてきました。

しかしながら、「都留市女性プラン」策定から10年が経過した現在、わが国においては、少子・高齢化の進行に伴う人口減少社会への突入、社会経済情勢の大きな変化により、男女ともに社会の構成員としてあらゆる分野への参画がますます必要となっており、男女がお互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は最重要課題となっています。

このため、新たな課題への対応を含め、男女共同参画社会をなお一層推進するため、「**人権の尊重**」を総合目標とした、新たな「都留市男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

なお、このプランは本市の、「男女共同参画社会」実現のための施策の基本的方向を示すものであり、市民と行政のパートナーシップに基づく、「協働のまちづくり」の手法により、推進していくものであります。

2 計画の総合目標

「都留市男女共同参画推進計画～つるハートフルプラン～」は“**人権の尊重**”を総合目標としています。家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる場において、性別や年齢、国籍や障害の有無などに捉われず、一人ひとりの人格が尊重され、個人の能力を平等に発揮できる機会が確保されることを目指しています。

3 計画の性格

- 1) この計画は「第5次都留市長期総合計画」に基づき、市民と行政、地域、学校、職場など、全ての個人や団体による協働のもと、男女共同参画社会を形成するための施策の基本的方針を示すものです。
- 2) この計画は、「男女共同参画基本法」の趣旨に基づき、国が策定した「男女共同参画基本計画」及び山梨県の「男女共同参画計画(ヒューマンプラン)」を踏まえて策定したものです。
- 3) この計画は、平成17年1月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を基に、市民の意見を反映して策定したものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度(2006年度)から平成27年度(2015年度)までの10年間と

します。ただし、この間に、社会経済状況や都留市を取り巻く環境が大きく変化した際には、見直しを行います。

5 計画策定の背景

世界の動き

国際連合は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」、それに続く10年間を「国連婦人の十年」と定めて、女性の地位向上のために世界的規模の行動を行うべきことを提唱し、昭和54年（1979年）、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択、平成7年（1995年）には、北京において第4回世界女性会議が開催され、「北京宣言」と21世紀に向けての女性の地位向上の指針となる「行動綱領」が採択されました。

この「行動綱領」は「女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）」と位置づけられ、12の重大問題領域を定め、戦略目標と各国がとるべき行動を定め、可能ならば平成8年（1996年）末までに、各国に対して自国の行動計画を定めるよう求めることとしました。

平成12年（2000年）には、ニューヨークにおいて国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択され、新たな課題を踏まえた「行動綱領」の更なる実施に向けて取り組むべき行動計画が示されました。

日本の動き

平成11年（1999年）6月、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付け、5つの基本理念と国・都道府県・市町村や国民に、それぞれの立場において、男女共同参画社会の実現に向けて努めなければならないことを定めた「男女共同参画基本法」が公布・施行され、平成12年（2000年）には、基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策の基本的方向と具体的な施策の内容が示されました。

また同年4月、議員立法により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立し、同年10月施行され、平成17年（2005年）には、「男女共同参画基本計画」（第2次）が閣議決定され、その第1部において「男女共同参画基本計画の基本的な考え方と構成、重点事項」が示され、第2部では「施策の目標、基本的方向及び具体的な施策の内容」、第3部では「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方策」が示されました。

山梨県の動き

昭和56年(1981年)、「国内行動計画」を踏まえて、女性の地位向上と福祉の増進を図る「山梨県婦人行動計画」が策定され、平成3年(1991年)には、女性が社会のあらゆる分野へ主体的に参加し、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を目指して「やまなし女性いきいきプラン」を策定するとともに、やまなしいきいきプラン推進懇話会が設置されました。

平成10年(1998年)、「基本的人権の確立」と「男女平等」を基本理念に「男女共同参画社会の実現をめざして」を総合目標とする「やまなしヒューマンプラン21」が策定され、平成13年(2001年)には、山梨県における男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋として、県民すべてがそれぞれの立場において、自ら考え、行動するための指針となる「山梨県男女共同参画計画～ヒューマンプラン～」が策定されました。また、平成17年(2005年)には、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する施策を総合的に実施するため、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。

都留市の動き

都留市では、平成5年(1993年)に「都留市の女性問題に関する意識と実態調査」を実施し、都留市における課題を探るとともに、「女性のつどい」において寄せられた意見及び「都留市女性問題懇話会」の提言により、平成8年3月「都留市女性プラン」を策定し、男女共同参画社会実現のための指針としました。

また、同時に「都留市女性プラン推進委員会」を設置し、「男女共同参画フェスティバル」の開催、出前講座の実施など積極的な施策を展開しました。

平成12年1月に、都留市女性プラン推進委員会より、都留市の男女共同参画社会の実現に向けての取り組みをより明確なものとするため、市条例の制定に関する要望書(「男女共同参画社会基本条例の制定について」)が提出され、同年3月24日「都留市男女共同参画基本条例」が議会において、全会一致で可決され、即日施行されました。

また、同日「都留市女性プラン推進委員会」が「都留市男女共同参画推進委員会」に改組され、平成13年3月4日には、「男女共同参画都市」を宣言しました。

平成17年1月には、「男女共同参画に関する市民意識調査」を市内在住の満16歳以上の2,000人を対象に実施し、「都留市女性プラン」に基づいたこれまでの取り組みに対する評価とともに、男女共同参画に関する現状と課題を把握・分析を行い、それを踏まえ平成18年3月新たに「都留市男女共同参画推進計画～つるハートフルプラン～」を策定し、男女共同参画推進のための基本的指針を示しました。

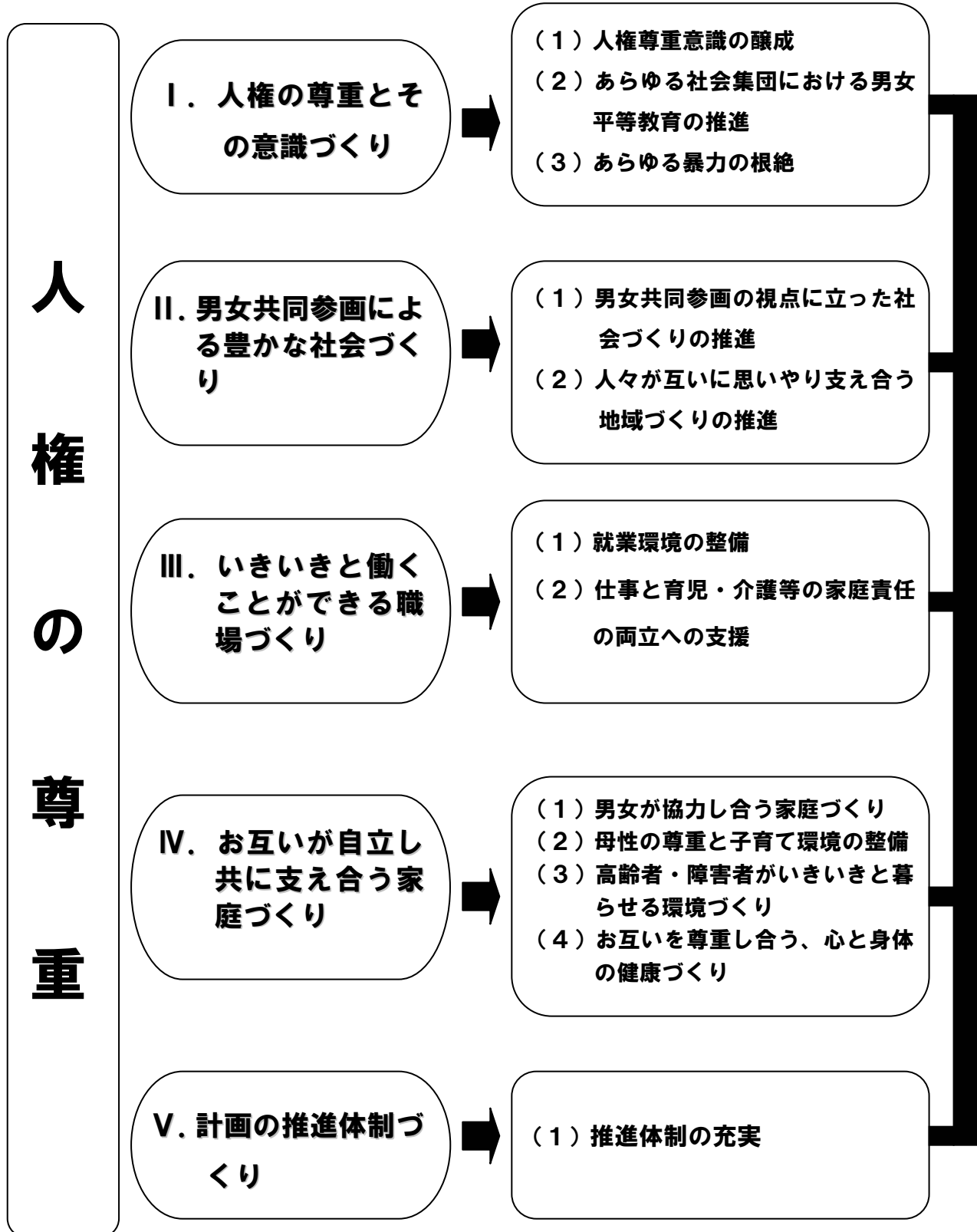
第2章

計画の内容

総合目標

基本目標

重点目標



計画実現のために

施策の方向

協働

- (1) ①日常生活での男女差別を判断する力を養うための学習活動の推進
②男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の見直し
- (2) ①家庭における男女平等教育の推進
②学校等における男女平等教育の推進
③職場における男女平等教育の推進
④地域における男女平等教育の推進
- (3) ①ドメスティック・バイオレンス、虐待、いじめへの社会的認識の徹底
②相談・支援体制の整備

- (1) ①審議会委員等への女性の参画の推進
②女性の職域拡大と管理職等への登用の促進
③地域役員等への女性の積極的な登用の促進
- (2) ①協働のまちづくり体制の推進
②地域活動へのあらゆる人々の参画の推進

- (1) ①女性の能力開発のための支援
②雇用・待遇・昇進における均等な機会の確保
③女性の職業意識の醸成
- (2) ①仕事と家庭責任を両立するための基盤整備
②多様な働き方の導入の促進

- (1) ①お互いを尊重し合う家庭づくり
②家庭責任を果たすための学習機会の充実
- (2) ①安心して出産・子育てのできる環境づくり
②ひとり親家庭の生活支援、子育て支援の充実
- (3) ①高齢者・障害者等の自立・生活支援の推進
②高齢者・障害者等介護者に対する支援体制の充実
- (4) ①生涯にわたる心と身体の健康づくり
②お互いの性の理解と尊重

- (1) ①市民と行政のパートナーシップに基づく推進体制の整備
②庁内推進体制の強化

基本目標 I

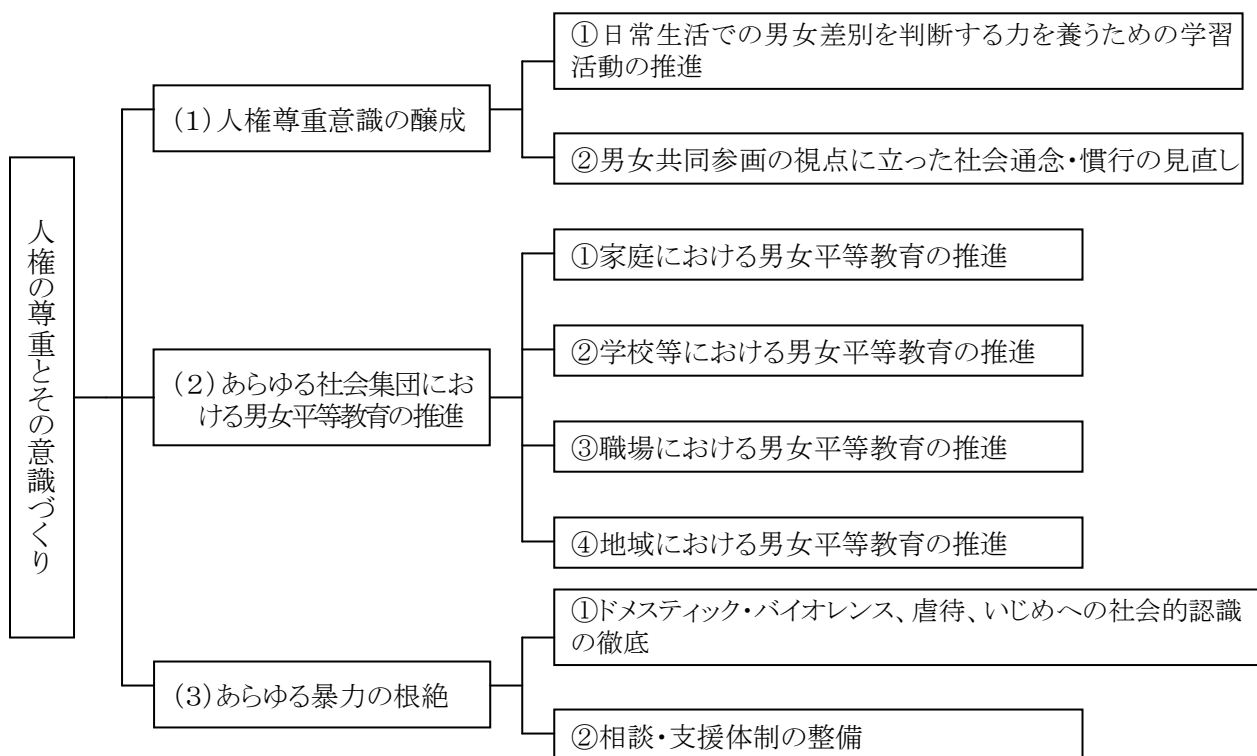
人権の尊重とその意識づくり

日本国憲法において、すべての国民は、個人として尊重され、法の下に平等である旨、明記されています。しかしながら、家庭や地域社会、職場など社会のあらゆる分野において、人々の意識や言動の中に差別や偏見が残されているのが現状です。

男女が性別にかかわらずに、一人の人間として、その人権が尊重される社会（男女共同参画社会）の実現に向け、3つの重点目標を掲げ、取り組みます。

【重点目標】

【施策の方向】



《参考》 日本国憲法(抜粋)

第13条(個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条(法の下での平等)

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信仰、性別、社会的身分又は門地により、政治的・経済的又は社会的関係において、差別されない。(以下省略)

第24条(家庭生活における個人の尊厳と両性の平等)

婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

重点目標（1）人権尊重意識の醸成

施策の方向① 日常生活での男女差別を判断する力を養うための学習活動の推進

日常生活で何気なく行われていることの中にも、男女差別的な要素が含まれていることがあります。それらに、多くの市民が気づくよう、男女平等の視点に立った学習活動を推進します。

市民は

- テレビや新聞などのメディアに男女差別的な表現がないかチェックしてみましょう。
- 日常生活での習慣や慣行に男女差別はありませんか。考えてみましょう。

都留市では

- 男性も女性も、一人の人間として平等であるという意識を市民に広げるための広報活動を行います。
 - ・ 男女共同参画の視点に立った広報を発行します。（総務課・政策形成課）
 - ・ 山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ富士の講座を市民に周知します。（政策形成課・総務課）
 - ・ 都留文科大学市民公開講座にジェンダーをテーマとした講座を開催します。（大学総務課）
- 市民が男女共同参画に関する情報を容易に得られるよう努めます。
 - ・ 男女共同参画関連図書を充実します。（市立図書館・都留文科大学附属図書館）
- 男女共同参画の視点に立った施策が市全体で行われるよう努めます。
 - ・ 市職員の男女共同参画に関する研修を充実します。（総務課・政策形成課）

施策の方向② 男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の見直し

長い間培われてきた生活習慣や社会通念・慣行などを、男女共同参画の視点に立って見直します。

市民は

- 無意識のうちに男だから、女だからと考えていませんか。見直してみましょう。
- 家事・育児・介護は女性の仕事でしょうか。男性も積極的にかかわりましょう。
- 自治会等の役員は男性が務めるものだといった固定的な慣行を見直してみましょう。

事業所では

- 採用、昇格、仕事の任せ方などに格差はありませんか。男女雇用機会均等法に沿って見直してみましょう。

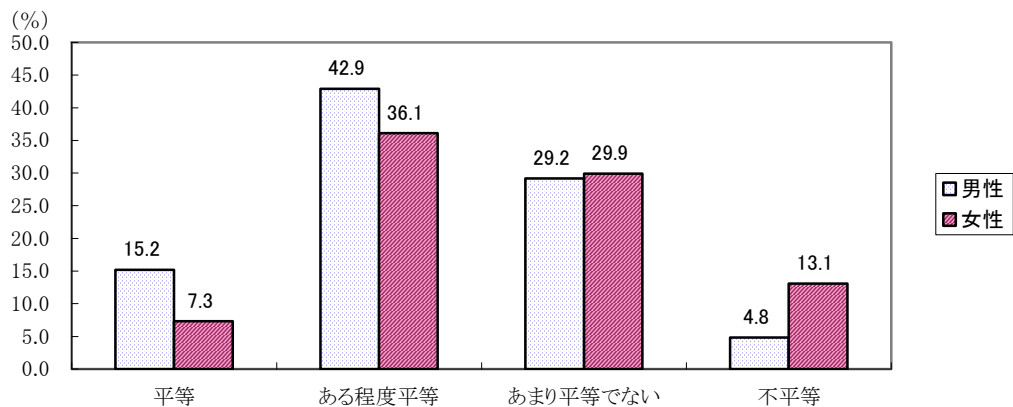
都留市では

- 家庭や地域の社会通念・慣行に残る男女差別的な要素に市民が気づき、見直す機会を提供します。
 - ・ 「都留市男女共同参画推進フェスティバル」を開催します。 (政策形成課)
 - ・ 市広報・ホームページ等を通じて働きかけます。 (政策形成課)
 - ・ 都留市男女共同参画推進委員による出前講座を実施します。 (政策形成課)
 - ・ 市職員による「男女共同参画に関するふれあい講座」を実施します。 (政策形成課)
- 事業主に対して、職場の慣行等を見直しを働きかけます。
 - ・ 市入札参加資格申請時に、事業所等の男女共同参画の進捗状況を把握します。 (財政課・政策形成課)
 - ・ 市内事業所に対する男女共同参画に関する実態・意識調査を実施します。 (政策形成課)

重点目標（２）あらゆる社会集団における男女平等教育の推進

施策の方向① 家庭における男女平等教育の推進

女性の社会進出が進み、多くの女性が仕事を持つようになりましたが、家庭における家事・育児・介護などの担い手は多くの場合女性であり、第1図のように、4割以上の女性が、家庭において男女の立場が平等でないとしています。男女が共に自立した生活を送ることができるよう、家庭における男女平等教育の促進に努めます。



第1図 家庭における男女平等の実現度(平成16年度市民意識調査より)

市民・家庭では

- 男女ともに家事・育児・介護を担えるようにしましょう。
- 互いに思いやりを持ち、感謝の言葉を忘れないようにしましょう。
- 子育てや介護などに関する講座などを積極的に活用しましょう。
- 子育てや介護などに関する支援制度を積極的に活用しましょう。

都留市では

- 男女ともに、家事・育児・介護を担えるよう、これらに関する講座を積極的に開催します。
 - ・ ママさんクラス・両親学級を開講します。(健康推進課)
 - ・ 暮らしに生かす介護教室を開講します。(健康推進課)
 - ・ 男の料理教室など家事の基礎を学ぶ教室を開講します。(生涯学習課)
- 家庭内の固定的な性別役割分担意識を是正し、男女平等な家庭を実現するため、各種講座などを通じて市民に働きかけます。
 - ・ 都留市男女共同参画推進フェスティバルを開催します。(政策形成課)
 - ・ ふれあい講座を開講します。(政策形成課)
 - ・ 広報・ホームページによる働きかけを行います。(政策形成課)

数値目標

指 標	データの根拠	現状値	目標値 (目標年度)
「家庭生活」における男女の地位が「平等」と感じる市民の割合	市民意識調査	49.7%	80% (平成 27 年度)



(うれしいわ！
我が家も少々夫の気配り)
【都留市男女共同参画カルタより】

(見直そう
家庭の中の役割分担)



施策の方向② 学校等における男女平等教育の推進

子どもが初めて集団で過ごす保育所（園）・幼稚園から、性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を發揮できるように、また小中学校でも、児童・生徒の個性や能力に応じた教育・指導を行います。

保育所（園）・幼稚園・学校では

- 子ども一人ひとりの個性を認め、指導しましょう。
- 保育士・幼稚園教諭は女性だけの仕事でしょうか。見直してみましょう。
- 保護者会の役員の選び方について考えてみましょう。
- お互いを思いやり、大切に作る心を育みましょう。
- 男女平等意識を育てる教育・指導を行いましょ。

都留市では

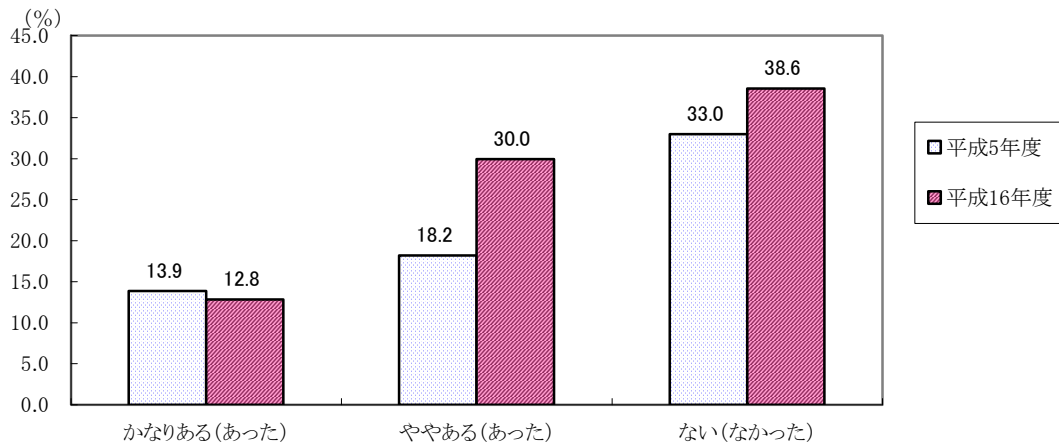
- 学校などにおいて習慣的に行われている事柄を見直します。
 - ・ 男女混合名簿の導入を推進します。（福祉事務所・学校教育課）
 - ・ 児童・生徒の個性に応じた進路指導を行います。（学校教育課）
- 保育士や幼稚園教諭、小中学校の教員、保護者に男女共同参画の正しい認識を広げるための事業を展開します。
 - ・ 都留市男女共同参画推進委員による出前講座を実施します。（政策形成課）
- 小中学校において生徒一人ひとりの個性を尊重し、自ら学び自ら考える力や豊かな生きる力を育むための事業を行います。
 - ・ 個性を育む学校づくり事業を推進します。（学校教育課）

数 値 目 標

指 標	データの根拠	現状値	目標値 (目標年度)
「学校生活」における男女の地位が「平等」と感じる市民の割合	市民意識調査	66.8%	100% (平成 27 年度)

施策の方向③ 職場における男女平等教育の推進

平成16年度実施した市民意識調査によると、第2図のように、職場に男女差別が「無い」と回答した市民が増加しているものの、同時に、「ある」とする市民も増加しており、職場において習慣的に行われてきた差別に、市民が気づいてきたという段階のようです。より一層の、男女平等の視点に立った労働環境づくりのため、市内の事業所に対し、積極的な働きかけを行います。



第2図 職場における男女差別の状況（平成16年度市民意識調査より）

職場では

- 「男だから、女だから」ということで仕事の分担や内容を決めていませんか。見直してみましょう。
- 「男だから、女だから」ということで給料や昇格に格差はありませんか。見直してみましょう。

都留市では

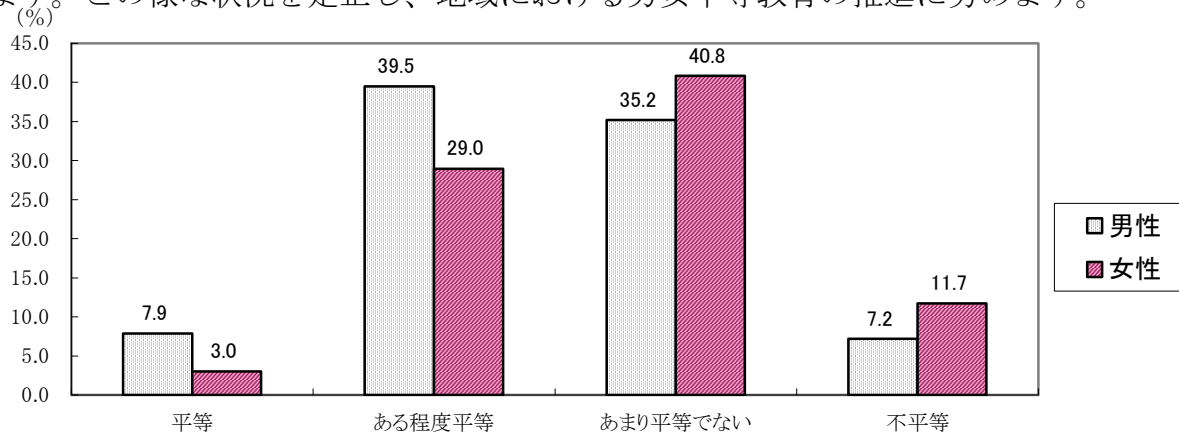
- 市内事業所に、男女雇用機会均等法の周知を図り、男女平等な職場環境づくりを促進します。
 - ・ 男女共同参画進捗状況調査を実施します。（政策形成課）
 - ・ 県と連携し市内事業主に対し働きかけます。（政策形成課）
 - ・ 経営者連絡協議会に対して働きかけを行います。（産業観光課・政策形成課）

数値目標

指 標	データの根拠	現状値	目標値 (目標年度)
「職場」における男女の地位が「平等」と感じる市民の割合	市民意識調査	42.0%	70% (平成27年度)

施策の方向④ 地域における男女平等教育の推進

自治会は最も身近な地域活動です。しかし男女共同参画の視点から見ると、その活動や慣習には不合理なものが多く残されており、市民意識調査で、地域社会における男女平等の実現度を聞いたところ、第3図のように半数近い市民が男女不平等であると回答しています。この様な状況を是正し、地域における男女平等教育の推進に努めます。



第3図 地域社会における男女平等の実現度(平成16年市民意識調査より)

地域では

- 地域の役員などについて、女性をもっと活用しましょう。
- 地域活動での仕事の分担について、「男だから、女だから」という理由で区別しないで、その人の適性を活かしましょう。

都留市では

- 男女共同参画の視点に立った、地域活動が行われるよう支援します。
 - ・ 自治会・地域協働のまちづくり推進会を対象とした、都留市男女共同参画推進委員による出前講座を実施します。(政策形成課)
 - ・ 市内全域に男女共同参画の意識を浸透させるため、都留市男女共同参画推進委員を地域協働のまちづくり推進会からの推薦により選出します。(政策形成課)
 - ・ 都留市男女共同参画推進委員経験者が地域の推進リーダーとなるよう育成します。(政策形成課)
 - ・ 各地域の食生活改善推進員と連携し、男性の料理教室を開催します。(健康推進課)

数 値 目 標

指 標	データの根拠	現状値	目標値 (目標年度)
「地域活動」における男女の地位が「平等」と感じる市民の割合	市民意識調査	38.2%	70% (平成27年度)

重点目標（3）あらゆる暴力の根絶

施策の方向① ドメスティック・バイオレンス、虐待、いじめへの社会的認識の徹底

ドメスティック・バイオレンスや児童・高齢者に対する虐待、いじめなどの暴力（精神的な暴力を含む）は甚大な人権侵害であり、犯罪行為であるという認識を市民全体に広め、これらの行為に周囲が気づいた際には、速やかに警察や配偶者暴力相談支援センター・児童相談所等の機関に通報・連絡できる体制を整備します。

市民・家庭・学校・職場では

- ドメスティック・バイオレンスや虐待などの暴力は犯罪であるとの認識を持ちましょう。
- 暴力は身体的なものに限りません。言葉や態度による精神的なものも暴力であるとの認識を持ちましょう。
- セクシュアル・ハラスメントやいじめは人権の侵害であるとの認識を持ちましょう。

都留市では

- ドメスティック・バイオレンスや虐待、いじめ、セクシュアル・ハラスメントなどは甚大な人権の侵害であるとの認識を市民が持つよう働きかけます。
 - ・ 市広報にこれらに関する記事を掲載し働きかけます。（政策形成課）
 - ・ 小中学校の授業における取り組みを推進します。（学校教育課・健康推進課）
- 被害者の支援のため、各種相談窓口を周知します。
 - ・ 市の各種相談窓口の相談日及び対応する相談内容などを市広報・ホームページを通じて周知します。
（市民生活課・福祉事務所・都留市社会福祉協議会・総務課・政策形成課）
 - ・ 市内各施設等に相談窓口を紹介するカードを設置します。（政策形成課）

施策の方向② 相談・支援体制の整備

夫婦間やパートナー間でのあらゆる形態の暴力や、家庭内での児童虐待・高齢者虐待及び、職場や地域社会・学校などでの精神的ないじめや暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者が速やかに被害の相談を受けられるよう相談体制の整備を進めるとともに、県の配偶者暴力相談支援センターや児童相談所などの関係機関との連携により、早期の保護・自立支援に努めます。

市民・家庭・学校・職場では

- 暴力を受けた時、一人で悩まないで、民生委員・警察署・市役所・配偶者暴力相談支援センター・児童相談所などに相談しましょう。
- 周囲に暴力を受けているのではないかと思われる人がいる場合、関係機関に相談しましょう。
- 子ども達の間でのいじめにも心配りをし、早期の対策を心がけましょう。
- 暴力の加害者の更生にも協力しましょう。

職場では

- どんなことがいじめやセクシュアル・ハラスメントになるのか学習しましょう。
- 職場にいじめやセクシュアル・ハラスメントなどがあるか調査しましょう。
- 職場にいじめやセクシュアル・ハラスメントがあった場合の対処法を作りましょう。

都留市では

- 相談窓口の整備
 - ・ 何時、何処でどのような相談窓口を開設しているのかを、広報つるやホームページを通じて市民に周知します。(総務課・政策形成課)
 - ・ 人権擁護委員、民生委員、家庭相談員、母子自立支援員、青少年カウンセラーなどのネットワーク体制を構築し、様々な相談に連携して対処します。(市民生活課・福祉事務所・生涯学習課)
 - ・ ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの相談に対応する専門の相談員の設置を検討します。(政策形成課)
- 県やNPO団体との連携による被害者の保護・自立支援の推進
 - ・ 県の配偶者暴力相談支援センターや児童相談所、NPOによる民間のシェルターなどと連携し、被害者の早期の保護を図ります。(福祉事務所・学校教育課・政策形成課)
 - ・ ドメスティック・バイオレンスの被害者に対して、公営住宅の優先的な貸与などを検討し、被害者の自立を支援します。(建築住宅課)

- ・ 母子家庭自立支援給付金等を活用し、就労を支援し、自立を促します。
(福祉事務所)
- ・ 暴力被害者・加害者双方へのカウンセリングの実施を検討します。(福祉事務所)

数 値 目 標

指 標	データの根拠	現状値	目標値 (目標年度)
「ドメスティック・バイオレンスの被害を受けている」と回答した市民の割合	市民意識調査	4.9%	0% (平成 27 年度)
「セクシュアル・ハラスメントの被害を受けている」と回答した市民の割合	—	—	0% (平成 27 年度)



(セクハラを防ごう
一人ひとりの思いやり)

基本目標 Ⅱ

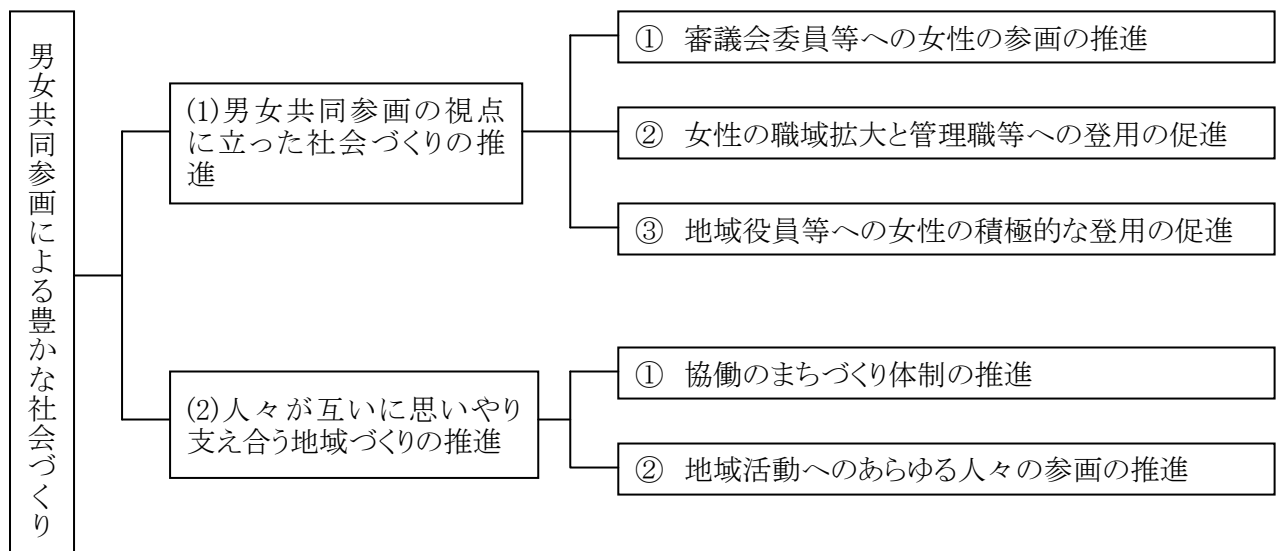
男女共同参画による豊かな社会づくり

市民一人ひとりの、人権が尊重され、喜びも責任も分かち合いつつ、性別などにかかわらず、それぞれの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現は、豊かな社会を築くために欠かせないものです。

そのため、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、お互いに顔の見える範囲に住む人々が、学びを通して、そこに横たわる様々な問題や課題を発見し、その解決に努め、住み心地の良い、また住むことに誇りを持てる地域社会を創造することを目的とする「協働のまちづくり」を積極的に推進し、あらゆる人々の地域活動への主体的な参画を促すなど、男女共同参画の視点に立ち、人々が互いに思いやり支え合う地域づくりを目指し、2つの重点目標を掲げ、取り組めます。

【重点目標】

【施策の方向】



重点目標（１）男女共同参画の視点に立った社会づくりの推進

施策の方向① 審議会委員等への女性の参画の推進

少子高齢化に関する問題、環境問題、まちづくり等、直接市民生活に係わる様々な問題についてより多くの市民の意見を反映することができるよう、男性に比べ参画状況の低い女性の積極的な登用を推進します。

平成17年度都留市における女性議員・審議会等委員登用状況

(平成17年4月1日現在)

名 称	総数(人)	内女性数(人)	女性の割合(%)
市議会	22	1	4.5
教育委員会	5	1	20.0
選挙管理委員会	4	0	0.0
公平委員会	3	0	0.0
監査委員	3	0	0.0
農業委員会	25	0	0.0
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
文化財審議会	10	1	10.0
環境審議会	18	1	5.6
公共下水道事業審議会	15	2	13.3
公民会運営審議会	15	3	20.0
スポーツ振興審議会	10	1	10.0
奨学生審査委員会	5	0	0.0
男女共同参画推進委員会	15	9	60.0
消防委員会	13	0	0.0
水道運営委員会	12	1	8.3
社会教育委員	15	3	20.0
市民活動推進委員会	8	4	50.0
図書館協議会	11	3	27.3
尾県郷土資料館運営協議会	5	1	20.0
国民健康保険運営協議会	15	3	20.0
農業振興地域整備促進協議会	25	0	0.0
いきものふれあいの里運営協議会	6	0	0.0
水防協議会	15	0	0.0
介護保険運営協議会	14	1	7.1
博物館協議会	9	1	11.1
防災会議	17	0	0.0
民生委員推薦会	14	1	7.1
合 計	332	37	11.1

市民は

- 市の色々な施策にもっと女性の視点が必要だと思いませんか。勇気を出して積極的に参画しましょう。
- 市では審議会等の委員を広報やホームページを通じて、公募しています。広報などには良く目を通しましょう。

都留市では

- 市の政策・方針決定の過程により多くの女性の意見が反映されるよう努めます。
 - ・ 審議会等の委員の男女の比率にクォータ制^(注1)の導入を検討します。
(政策形成課)
 - ・ 審議会等委員の市民公募制を推進します。
(総務課)
 - ・ 市民協働型まちづくりを推進するため、ワークショップ手法、PI(パブリックインボルブメント)^(注2)制度等市民の参加・参画手法を導入します。
(政策形成課)
 - ・ 市民のまちづくりに対するアイデア・手法などを施策に反映するため、市民委員会制度を活用します。
(政策形成課)
- より多くの女性が、市の政策・方針決定過程に参画するために人材の育成に努めます。
 - ・ 女性のエンパワーメントのために女性政策塾を開講します。
(政策形成課)

(注1) クォータ制：不平等是正のための方策の一つで「割り当て制度」などといいます。行政委員の人数などで、男女間の比率を偏りが無いように定める方式

(注2) PI(パブリックインボルブメント)：公共事業や政策の意思決定において、住民の意見を広く取り込むこと。

数 値 目 標

指 標	データの根拠	現状値	目標値 (目標年度)
審議会委員等に占める女性の割合	実績値	11.1%	40% (平成27年度)

施策の方向② 女性の職域の拡大と管理職等への登用の促進

男女雇用機会均等法などにより、女性の雇用管理の改善が進み、また女性自身の職業意識も向上し、就業に関する社会の理解も伸展しましたが、いまだに男女が平等な取扱を受けているとは言いがたい状況です。都留市役所においても、女性の管理職は1名のみという状況であり、男女が平等に政策・方針決定過程に参画するよう女性の職域を拡大し、管理職等への登用を促進します。

平成17年度都留市職員の管理職登用状況 (平成17年7月1日現在)

管理職総数	うち女性管理職	女性比率 (%)	うち一般行政職		
			管理職総数	うち女性管理職	女性比率 (%)
44	1	2.2	35	0	0.0

市民・職場では

- 男性も女性も、対等なパートナーとして仕事をしましょう。
- 女性も積極的に管理職登用試験などにチャレンジしましょう。
- 女性にも男性と同様の機会を提供しましょう。

都留市では

- 市役所が市内事業所などの先行的事例となるよう、人事院の策定した指針を踏まえ、女性職員の採用、管理職への登用を推進します。(総務課)

数値目標

指 標	データの根拠	現状値	目標値 (目標年度)
都留市職員の管理職に占める女性の割合	実績値	2.2%	20% (平成27年度)

施策の方向③ 地域役員等への女性の積極的な登用の促進

地域での様々な活動は、女性が大きな役割を担っておりますが、役員については、まだまだ男性が中心となっています。自治会においても自治会長91名中、女性は僅か2名であり、女性が主体的に地域活動に参画しているとは言いがたい状況です。地域活動の拠点である自治会活動や地域協働のまちづくり推進会に、より多くの女性が積極的に参画し、主体的に活動することができるよう、地域役員等への女性の積極的な登用を促進します。

市民・地域では

- 地域の役員等に、女性を積極的に登用しましょう。
- 地域活動での仕事の分担について、「男だから、女だから」という理由で区別しないで、その人の特性を活かしましょう。

都留市では

- 地域役員等へ女性が登用されるよう働きかけます。
 - ・ 自治会・地域協働のまちづくり推進会を対象とした、都留市男女共同参画推進委員による出前講座を実施します。(政策形成課)
 - ・ 都留市男女共同参画推進委員経験者が地域の推進リーダーとなるよう育成します。(政策形成課)

数 値 目 標

指 標	データの根拠	現状値	目標値 (目標年度)
自治会長に占める女性の割合	実績値	2.2%	15% (平成27年度)

重点目標（２）人々が互いに思いやり支え合う地域づくりの推進

施策の方向① 協働のまちづくり体制の推進

より良い地域づくりのためには、地域の活動に対して、男女が共に責任を持ち、積極的に参画することが必要です。そのため、男女共同参画を基本とする「協働のまちづくり」を推進します。

市民・職場では

- 地域の活動やサークル・ボランティア活動などに積極的に参加しましょう。
- 各地域協働のまちづくり推進会の事業に積極的に参画しましょう。
- 共助の精神でともに助け合いましょう。
- 市の施策に積極的に参画し、協力しましょう。

都留市では

- 市民と市がそれぞれの責任を果たしつつ、パートナーシップによる市民協働型まちづくりを推進するため、行政情報の共有化や、市民の意見をまちづくりに反映できるように広報・広聴機能を充実します。
 - ・ 市政の主要課題や重要施策などを市民に分かりやすく周知するため「広報つる」を充実します。（総務課）
 - ・ 市の諸施策について市民の意見を反映するため、「未来を拓く都留まちづくり会議」の開催、パブリックコメント制度などを実施します。（総務課）
 - ・ 市が重点的に取り組む施策などについて、市民からの要望に応じ、職員が直接地域に出向いてわかりやすく説明する「市政出前講座」を実施します。（総務課）
- 地域協働のまちづくり推進会活動の支援
 - ・ 地域協働のまちづくりを推進するため、協働のまちづくり推進会の活動を、市民活動支援センターを通じて支援します。（政策形成課）
 - ・ 地域協働のまちづくり推進会の活動拠点となる場の確保や充実に努めます。（政策形成課）
 - ・ 路地や農道、水路の改良・補修、また軽スポーツ用の公園整備など、関係する住民が自ら行う事業（「ふるさと普請」）に対し、原材料の支給等その活動を支援します。（道路河川課・生涯学習課）
 - ・ 市民活動を支援するため、市民活動支援センターの充実に図ります。（政策形成課）

施策の方向② 地域活動へのあらゆる人々の参画の推進

市民一人ひとりが、市政や地域活動に参加・参画することが、より良いまちづくりのための基本です。また、市内に在住する外国人や都留文科大学の留学生と交流を持つことは、国際理解への第一歩ともなります。外国人を含む、より多くの市民が地域活動に積極的に参画するための仕組みづくりを推進します。

市民・地域では

- 協働のまちづくりの活動や自治会活動に積極的に参画できるよう、家族全員で協力しましょう。
- 地域活動に男女とも年代を問わず積極的に参加・参画しましょう。
- 自身のエンパワーメントに役立つセミナーや講演会に積極的に参加しましょう。
- 市内在住の外国人や都留文科大学の留学生と積極的に交流を持ちましょう。

都留市では

- 年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、誰もが地域活動に参加・参画できる基盤整備を行います。
 - ・ ユニバーサルデザイン（すべての人のためのデザイン）の考え方を市民に広げるとともに、市の施設にも積極的に導入します。（政策形成課）
 - ・ 子育て中であっても、生涯学習活動などに参加できるよう、託児サービスを充実します。（生涯学習課・健康推進課・政策形成課）
 - ・ 男性に比べ地域活動への主体的な参画状況が低い女性を支援するため、「都留市女性団体連絡協議会」の活動を支援します。（政策形成課）
 - ・ 市民のまちづくり等に関する活動を支援するため、「市民委員会」の活動を支援するとともに、市民活動団体のNPO法人化を促進します。（政策形成課）
 - ・ まちづくり市民活動支援センターにおいて、地域協働のまちづくり推進会や市民活動団体等の支援を行います。（政策形成課）

基本目標 Ⅲ

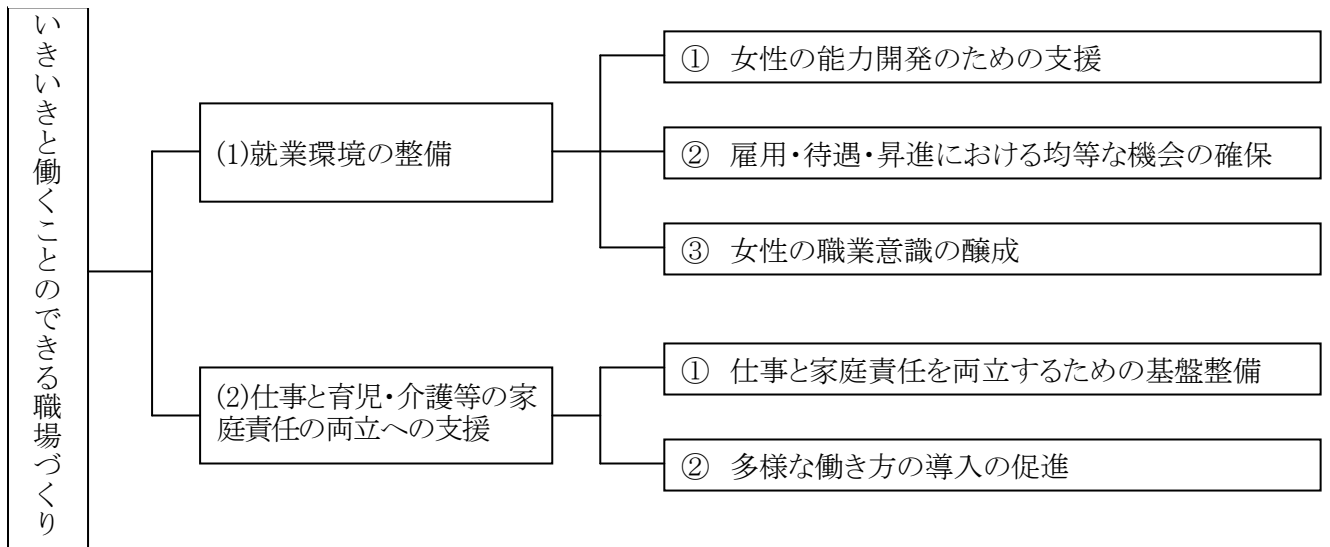
いきいきと働くことのできる職場づくり

仕事を持つということは、生活の経済的基盤を形成するものであり、自立した生活を送るための重要な要素です。近年の少子・高齢化の進行により、女性の労働力は益々重要性を増しています。しかしながら、雇用の場における男女の格差は、依然として存在し、仕事と家庭生活の両立も容易なものではありません。

男女とも労働者が仕事と家庭・地域生活を両立させつつ、生涯において充実した職業生活を送ることができるよう、職場における男女平等を促進し、また育児や介護などの家庭責任を果たすことができるよう、2つの重点目標を掲げ、取り組みます。

【重点目標】

【施策の方向】



重点目標（1）就業環境の整備

施策の方向① 女性の能力開発のための支援

女性が再就職しようとした場合や職場において能力を十分に発揮できるよう、新しい知識や技術の習得を支援します。

市民は

- 自己の能力を開発しましょう。
- 講座やセミナーに積極的に参加しましょう。

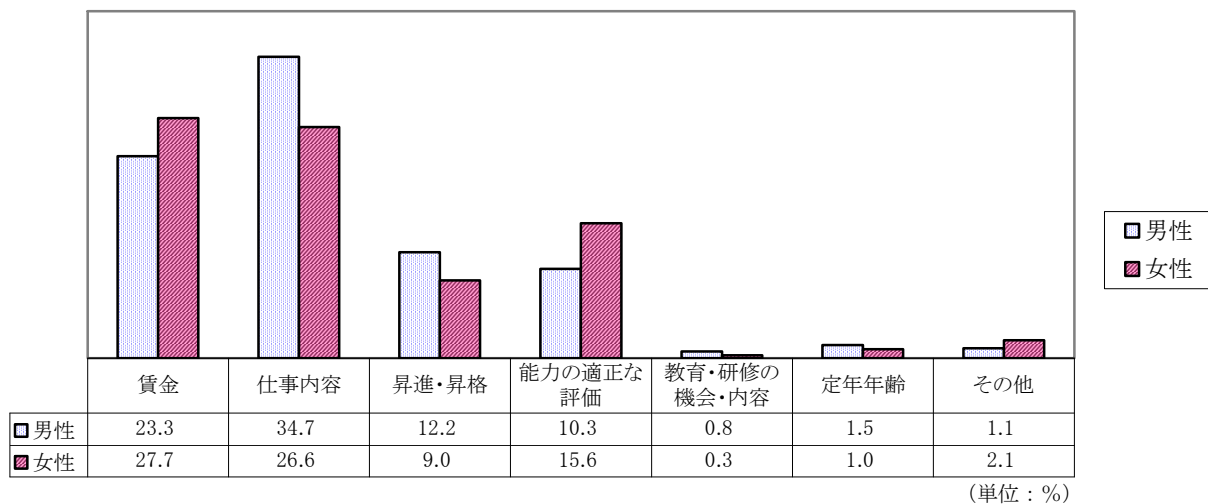
都留市では

- 女性の再就職に役立つよう、また職場で能力を発揮できるよう、各種講座等の開催の周知を図るとともに、より参加しやすい体制を整備します。
 - ・ 都留市情報未来館で開催するパソコン教室や山梨県立都留高等技術専門校で行われるセミナーなどを、広報つるやホームページなどを通じて周知します。
(総務課・政策形成課)
 - ・ 託児サービスの提供や保育サポーターを活用した夜間の開催などにより、子育て中や就業中であっても参加できるよう、より参加しやすい体制を整備します。
(生涯学習課・政策形成課・福祉事務所)
- 再就職しようとする女性の就職活動を支援します。
 - ・ 保育所（園）での、一時保育サービスの提供を検討し、就業しようとする女性を支援します。
(福祉事務所)

施策の方向② 雇用・待遇・昇進における対等な機会の確保

男女雇用機会均等法の施行により、女性の働く環境は着実に整備されてきました。しかしながら、第4図に見られるように雇用の現場においては、賃金や仕事の内容、昇進・昇格や能力の適正な評価などにおいて、男女の格差は依然として残されています。

事実上生じている男女間の格差を解消するため、関係機関と連携し、是正のための取り組みを行います。



第4図 職場において男女不平等を感じる事柄

市民・職場では

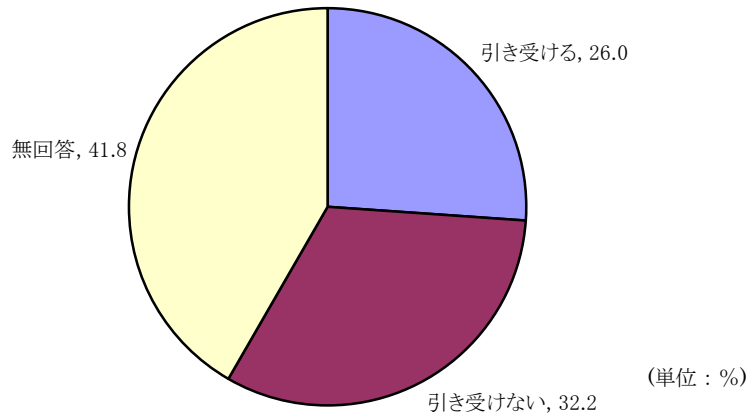
- 男性も女性も、互いに対等なパートナーとして仕事をしましょう。
- 職場の習慣や環境について男女共同参画の視点で見直しましょう。
- 職場の制度などに男女間で格差はありませんか。見直しましょう。
- 男女雇用機会均等法に沿った職場づくりをしましょう。

都留市では

- 市内事業所の先行的事例となるよう、市役所における男女格差の是正を図ります。
 - ・ 人事院の策定した指針を踏まえ、女性職員の管理職等への登用を推進します。(総務課)
- 市内事業所に対して、男女の格差を解消するよう積極的に働きかけます。
 - ・ 市入札参加資格審査申請時に男女共同参画の進捗状況・意識状況等について調査します。(政策形成課・財政課)
 - ・ 市内事業所に対し、男女共同参画に関する進捗状況調査を行い、優良事業主の表彰を行います。(政策形成課)
 - ・ 都留市経営者連絡協議会を通じて、市内事業主に対して働きかけます。(産業観光課・政策形成課)

施策の方向③ 女性の職業意識の醸成

市民意識調査で、女性に管理職になるよう求められた場合の対応を聞いたところ、「管理職になることを引き受ける」と回答した女性は、第5図に見られるように、全体の3割以下に過ぎません。女性が雇用の場において、その能力を十分に発揮し、より活躍することができるよう、意識の高揚を図ります。



第5図 管理職になるよう求められた場合の女性の対応

市民・職場では

- 働くことの意義を考え、職業人としての自覚を持ちましょう。
- 自らを高めるための講座や研修などに、積極的に参加しましょう。
- 仕事と家庭生活を両立できるような職場環境づくりを進めましょう。

都留市では

- 男女共同参画の考え方を周知し、女性も管理職に登用されるよう、また女性自身も積極的に管理職にチャレンジするよう意識改革を図ります。
 - ・ 男女共同参画推進フェスティバルを開催します。(政策形成課)
 - ・ 女性のキャリア・アップに繋がる各種講座を開講します。(生涯学習課・政策形成課)

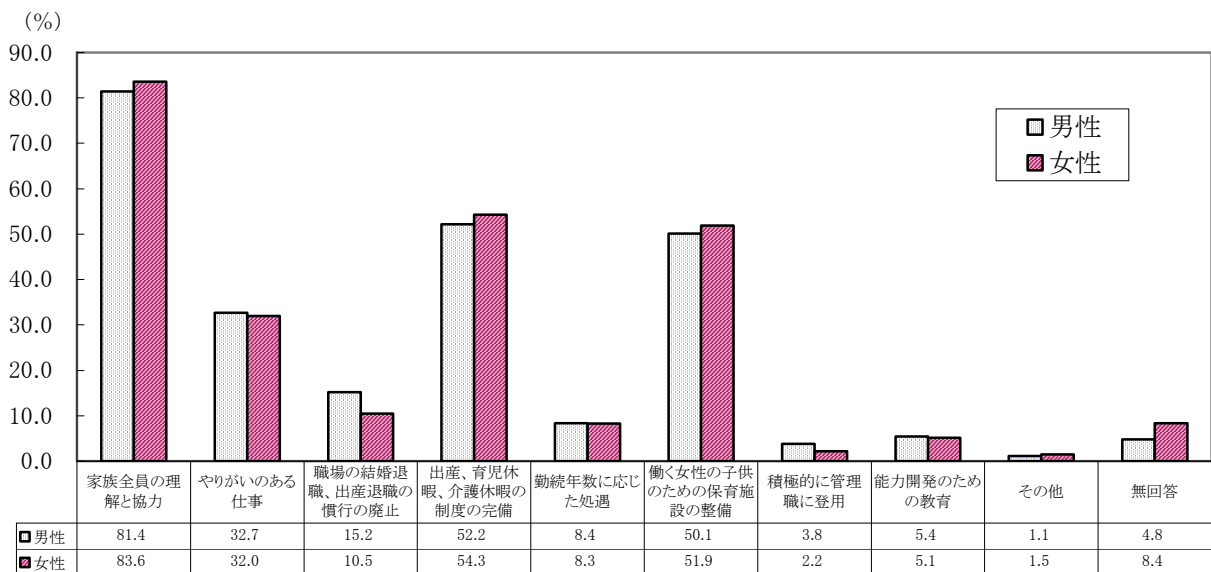
数値目標

指 標	データの根拠	現状値	目標値 (目標年度)
管理職になるよう求められた時、「引き受ける」と回答する女性の割合	市民意識調査	26. %	50% (平成27年度)

重点目標（２）仕事と育児・介護等の家庭責任の両立への支援

施策の方向① 仕事と家庭責任を両立するための基盤整備

市民意識調査では、第6図に見られるように、女性の長期勤務を可能とするためには、家族の理解と協力、各種制度の導入、保育施設等の充実などを求める人が増加しております。男女ともに、仕事と育児や介護などの家庭責任を両立しながら、いきいきとした生活が送れるよう、育児・介護休業、看護休暇などが取りやすい環境を整備するとともに、多くの市民が女性の長期勤務のために必要とする、育児・介護休業等の整備や保育所（園）や病後児保育、放課後児童クラブの一層の充実を図ります。



第6図 女性長期勤務のために必要なこと

市民・家庭・地域・職場では

- 育児休業や介護休業制度、看護休暇などを積極的に活用しましょう。
- 家族全員が家事や育児・介護などに協力しましょう。
- 育児や介護支援のボランティア活動に積極的に参画し、共に支えあいましょう。
- 育児休業や介護休業が取りやすい職場づくりに努めましょう。
- 子育てや介護に関する支援制度を積極的に活用しましょう。

都留市では

- 市内事業所に、育児休業・介護休業・看護休暇制度の導入を働きかけるとともに、それらの制度を取得できる職場づくりを促進します。
 - ・ 市内事業所に対する雇用状況調査を実施します。 (政策形成課)
 - ・ 市入札参加資格審査申請時の男女共同参画の進捗状況・意識状況を把握します。 (政策形成課)

- ・ 広報つるやホームページを通じて制度を周知します。 (政策形成課)
- ・ 次世代育成支援特定事業主行動計画に従い、市役所における育児休業等の取得率の向上を推進します。 (総務課)
- 仕事と子育ての両立の負担を軽減するため、行政、地域、事業所などが一体となって、次世代育成支援行動計画を推進します。
 - ・ 一時的保育や延長保育の充実や休日保育の実施などを検討し、保育のニーズの変化に適切に対応します。 (福祉事務所)
 - ・ 病後児保育を実施します。 (福祉事務所)
 - ・ 地域住民との協働により、各小学校単位での放課後児童クラブの設置を推進します。 (福祉事務所)
 - ・ 子どもの居場所づくり事業を推進します。 (生涯学習課)
 - ・ 子ども達が安全で安心して遊べる場の確保・整備に努めます。 (生涯学習課・都市整備課)
- 男女共に、育児や介護を担えるよう各種講座等を開催します。
 - ・ 男の料理教室を開催します。 (生涯学習課)
 - ・ 日曜両親学級を開催します。 (健康推進課)
 - ・ 介護教室を開催します。 (健康推進課)
- 仕事と介護の両立のため、「都留市高齢者保健福祉計画」、「障害者福祉計画」等に基づき、要介護者等の支援を推進します。
 - ・ ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイなど各種サービスの充実を図ります。 (福祉事務所・健康推進課)
 - ・ 民間企業等による福祉サービスの導入を図り、選択性のある多様な福祉サービスの展開を目指します。 (福祉事務所・健康推進課)
 - ・ 地域包括型介護支援センターを整備し、総合的な相談窓口機能を充実し、包括的・継続的なマネージメントを提供し、要介護者の在宅支援の充実を図ります。 (健康推進課)

数 値 目 標

指 標	データの根拠	現状値	目標値 (目標年度)
放課後児童クラブの実施カ所数 放課後児童クラブの定員数	実績値	5カ所 150人	8カ所 250人 (平成21年度)
地域子育て支援センター	実績値	2カ所	4カ所 (平成21年度)
延長保育の実施施設数 延長保育の定員数(1日)	実績値	6カ所 203人	6カ所 210人 (平成21年度)

施策の方向② 多様な働き方の導入の促進

市民が多様な価値観やライフスタイル等に応じた働き方ができるよう、起業などの支援等をはじめとする多様な働き方の導入を促進します。

市民・職場では

- 地域課題に着目し、新たなビジネスを起こしましょう。
- 在宅勤務やフレックスタイム制の導入などを検討しましょう。

都留市では

- 新産業創出による地域経済の活性化を目指し、起業家等に対し、インキュベーター事業（公機関などの低コスト提供施設）を推進します。
 - ・ 地域に根差した新たな産業の創出の支援のため、市新町庁舎 2 階を SOHO として貸し出し、市民の起業を支援します。（産業観光課）
 - ・ 商店街未来創造支援事業（三町商店街空き店舗チャレンジショップ）を支援します。（産業観光課）
- 地域企業による研究開発や新規創業・起業を総合的に支援する体制を整備します。
 - ・ 各種問題に対応できる相談窓口機能を整備します。（産業観光課）
 - ・ 起業家やベンチャー企業などを対象とするセミナーを充実します。（産業観光課）
- 市内事業所に対し、在宅勤務制度やフレックスタイム制度、時差出勤制度の導入等を促進します。
 - ・ 広報つるやホームページなどにより制度を周知します。（産業観光課・政策形成課）
 - ・ 市内事業所に対する雇用状況調査の実施により、市内事業所に制度の導入を働きかけます。（政策形成課）

基本目標 IV

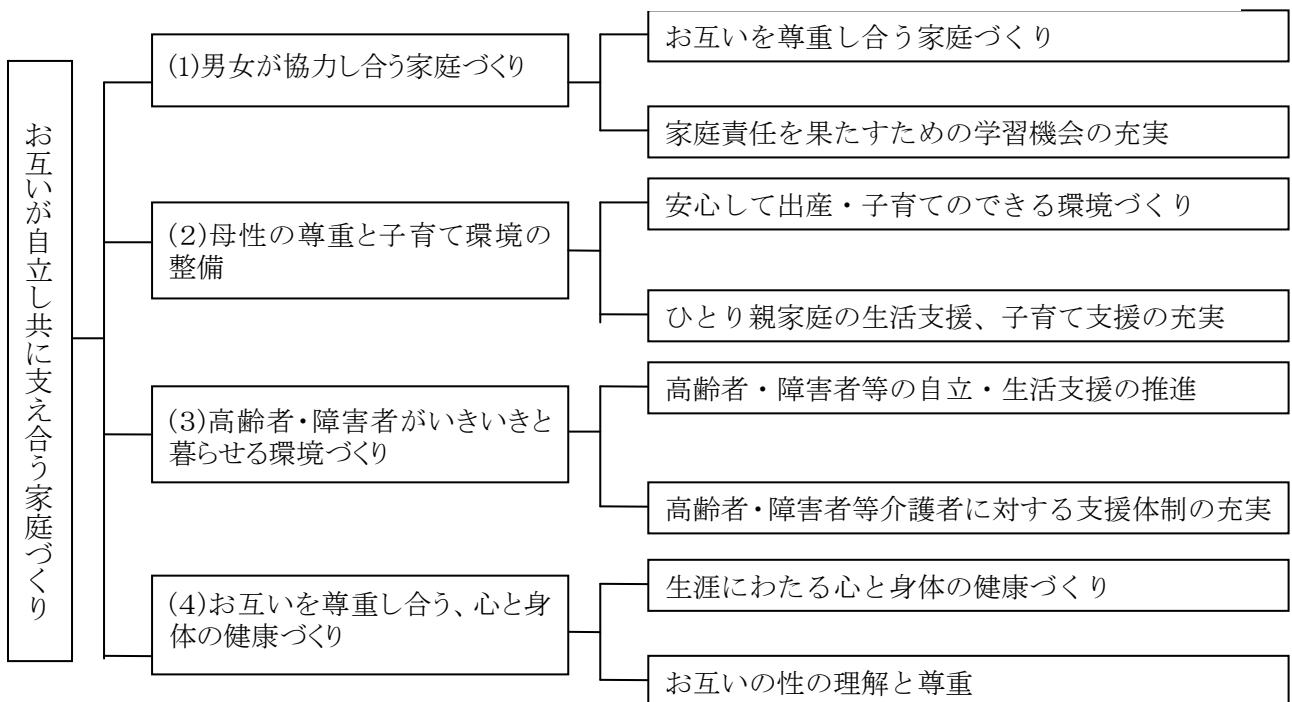
お互いが自立し共に支え合う家庭づくり

男女が共に、仕事や地域活動などに積極的に係りながら、いきいきとした生活を送るためには、それぞれのライフスタイルに応じて、役割分担などを見直しながら、互いが自立し、支え合う家庭づくりを促進することが重要です。

また、子育てや介護を各家庭の責任でのみで行うことは、非常に大きな負担となることから、これらを社会全体で支えて行くための体制の整備が急務となっています。お互いが自立し、共に支え合う家庭づくりを目指し、4つの重点目標を掲げて、取り組みます。

【重点目標】

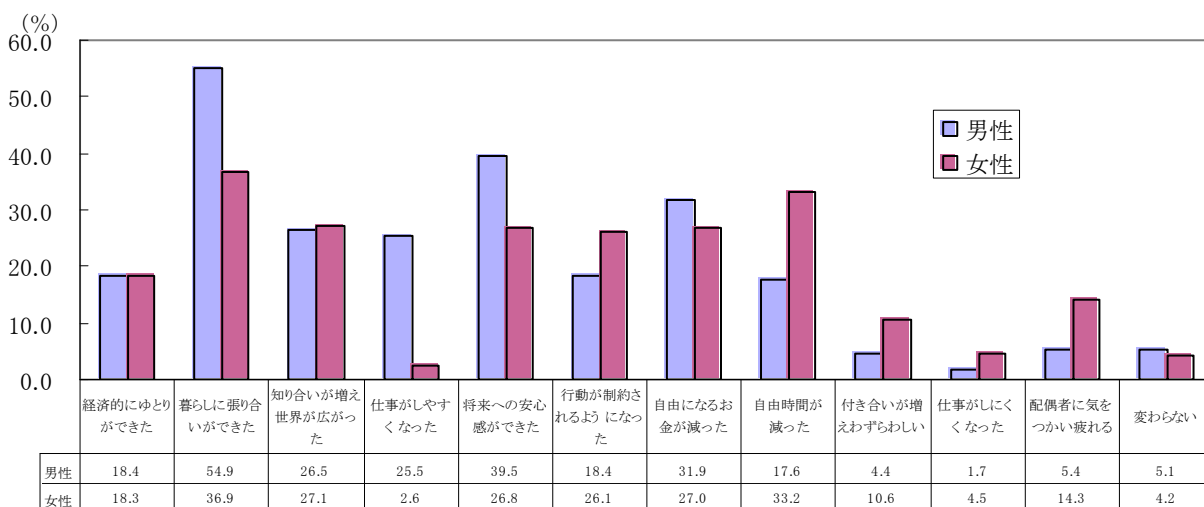
【施策の方向】



重点目標（１）男女が協力し合う家庭づくり

施策の方向① お互いを尊重し合う家庭づくり

市民意識調査において、結婚後の生活の変化を尋ねたところ第7図のように、男性では、「暮らしに張り合いができた」や「将来への安心感ができた」等、結婚に対するプラス面を上げる人が多かったのに対し、女性は、「自由時間が減った」や「行動が制約されるようになった」等、そのマイナス面を上げる人が多くなっています。男女ともに、いきいきとした生活を送ることができるよう、それぞれのライフスタイルに応じて、家族が互いを尊重し、協力する家庭づくりを促進します。



第7図 結婚している(いた)人の結婚後の生活の変化(平成16年度市民意識調査より)

市民・家庭では

- 家族全員が一人ひとりを理解し、思いやりを持って生活しましょう。
- 男女ともに家事・育児・介護などを担い、子どもたちにもお手伝いを習慣づけましょう。
- 家族で話し合っ、色々なことを決めていきましょう。
- 感謝の気持ちを忘れないで、日々過ごしましょう。

都留市では

- それぞれのライフスタイルに応じた、互いを尊重し協力する家庭づくりのため、男女共同参画社会の実現を図ります。
 - ・ 広報つるなどにより、男女共同参画社会の基本的な考え方などを市民に周知します。(政策形成課)
 - ・ 男女共同参画推進フェスティバルを開催し、男女共同参画社会の実現を推進します。(政策形成課)

施策の方向② 家庭責任を果たすための学習機会の充実

家事や育児、介護といった家庭責任を、男女ともに担えるよう学習機会を充実します。

市民・家庭では

- 家事や育児・介護などは、家族全員で協力して行いましょう。
- 各種講座に積極的に参加しましょう。

都留市では

- 男女ともに、家庭責任を果たせるよう各種講座を開催します。
 - ・ 全ての市民を対象とした生活技術を学ぶ教室の開催を検討します。(生涯学習課)
 - ・ ママさんクラス・日曜両親学級を開催します。(健康推進課)
 - ・ 介護教室を開催します。(健康推進課)

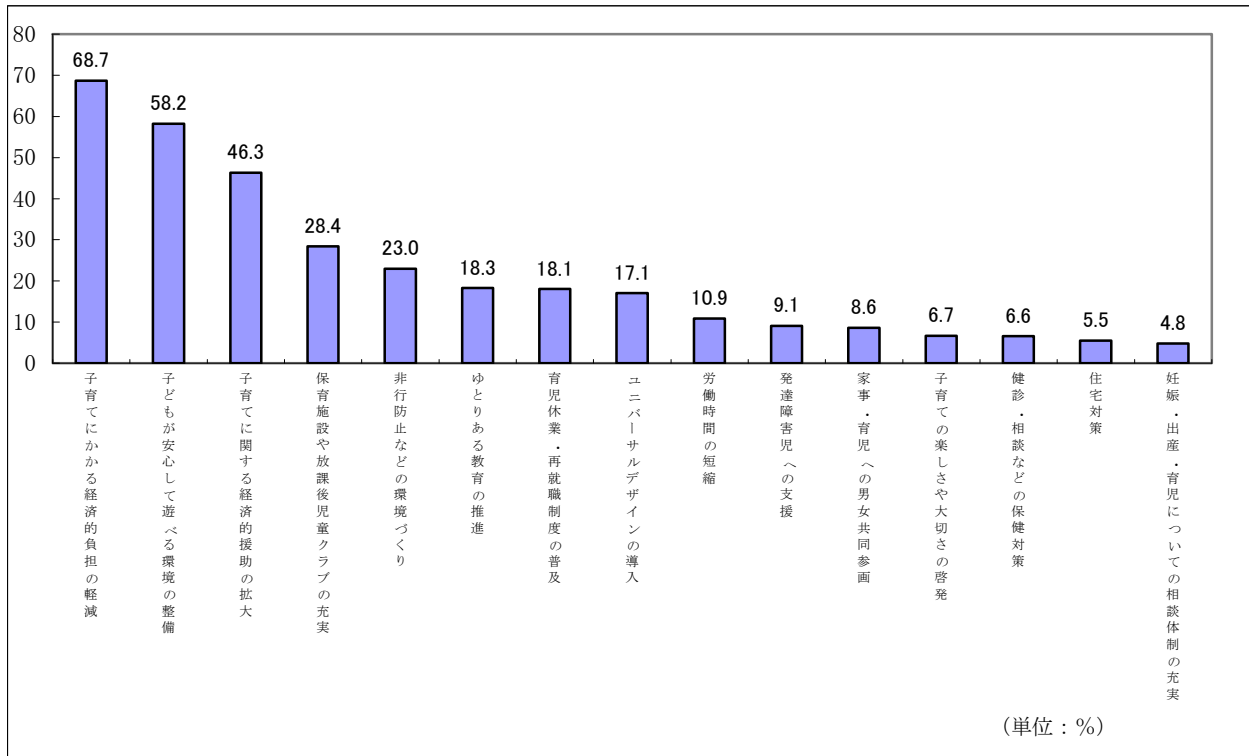


(健康に育てと
パパも進んで育児学習)

重点目標（２）母性の尊重と子育て環境の整備

施策の方向① 安心して出産・子育てのできる環境づくり

子どもを持ちたい男女が、安心して子どもを産み育てられるよう、また、子どもを産み育てたくなるような社会を目指し、子育てを社会全体で支援します。



第8図子育て支援策の充実に必要と考える施策(平成14年子育てに関するアンケートより)

市民・家庭・地域・職場では

- 育児の楽しさ・苦労を家族で分かち合いましょう。
- 子どもを地域全体で守り、育てるという意識を持ちましょう。
- 母性を尊重し、生理休暇、妊娠中の健康管理、産前産後休暇などについて理解しましょう。
- 育児休業・介護休業などが取得しやすい職場環境を整備しましょう。

都留市では

- 地域における子育て支援サービスを充実します。
 - ・ 地域子育て支援センターを中心とする子育て相談の充実を図るとともに、各保育施設に相談窓口の設置を進め、保育所（園）、幼稚園、学校、福祉事務所、保健所、民生委員・児童委員が連携し、よりきめ細かな相談・支援体制を整備します。
- (福祉事務所・学校教育課)

- ・ 保育サポーター制度の導入や、ファミリーサポートセンターの設置を検討します。
(福祉事務所)
- ・ 地域協働のまちづくり推進会や保護者会などとの協働により、全小学校単位での放課後児童クラブの設置を推進します。
(福祉事務所)
- 保育サービスの充実
 - ・ 保護者の多様なニーズに対応し、乳幼児保育・延長保育・休日保育・一時保育・特定保育などの保育サービスの拡充・導入を推進します。
(福祉事務所)
 - ・ 災害への対応、部外者の侵入防止など安全に配慮し、保育施設の危機管理に対応するシステムの構築を促進します。
(福祉事務所)
 - ・ 子どもの健全な成長を促進し、また保育の多機能化に対応するため、保育士の研修を充実します。
(福祉事務所)
- 子育て支援のネットワークづくり
 - ・ 自主的に活動している子育てグループやボランティアグループなどの活動内容等を広報つるやハートフルネットつるなどを通じて紹介し、サークル相互の交流やネットワークづくりを促進します。
(総務課・政策形成課)
 - ・ 子育て支援サービス等の情報を掲載した子育て支援マップを策定します。
(福祉事務所)
- 児童・生徒の健全な育成
 - ・ 子どもの居場所づくり事業を市内全域で展開します。
(生涯学習課)
 - ・ のびのび興譲館により、創造性豊かでたくましい心身を育み、地域のジュニアリーダーを育成します。
(生涯学習課)
 - ・ 公民館などの既存の施設を活用した、地域児童館の開設を検討します。
(福祉事務所)
- 子育て家庭への経済的支援を充実します。
 - ・ 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当の金額の増額及び所得限度額の引き上げを国、県に要望します。
(市民生活課)
 - ・ 保育所(園)の保育料について、引き続き軽減策を講じた保育料の設定を継続します。
(福祉事務所)
 - ・ 小中学校の義務教育費用の負担が困難な保護者に対し、就学援助・育英奨学金事業等の活用を勧めます。
(学校教育課)
 - ・ 幼稚園就園奨励費補助事業を実施します。
(学校教育課)
 - ・ 乳幼児医療費助成金の年齢の引き上げや、申請方法の簡素化を検討します。
(市民生活課)
- 小児医療の充実
 - ・ 近隣市町の病院を含む関係機関と連携をとり、小児救急医療体制の充実を図ります。
(健康推進課)

施策の方向② ひとり親家庭の生活支援、子育て支援の充実

ひとり親家庭であっても、安心して子育てができるよう、様々な支援を行います。

市民・家庭・地域・職場では

- 困った時に頼れる、親しい人を地域の中で持ちましょう。
- 地域全体で子育てを支援しましょう。
- 看護休暇・年次休暇の取得できる職場づくりを進めましょう。

都留市では

- ひとり親家庭に対する相談事業の充実
 - ・ 母子・父子家庭の様々な相談に対処するため、家庭相談員・母子自立支援員や民生委員・児童委員との連携を密にし、適切な助言や指導の充実に努めます。
(福祉事務所)
- ひとり親家庭に対する経済的支援の充実
 - ・ 母子・寡婦・父子福祉資金の貸付等によりひとり親家庭を支援します。
(福祉事務所)
 - ・ 児童扶養手当を支給します。
(福祉事務所)
 - ・ ひとり親家庭医療費助成事業を実施します。
(福祉事務所)
- ひとり親家庭の生活支援の推進
 - ・ 母子家庭自立支援給付金の活用を促進し、母子家庭の母親の就労を図り、自立を支援します。
(福祉事務所)
 - ・ 親の疾病時などに介護人・ホームヘルパーの派遣を推進します。
(福祉事務所)
 - ・ 母子・父子家庭児童に対する短期里親事業の利用を促進します。
(福祉事務所)

重点目標（3）高齢者・障害者がいきいきと暮らせる環境づくり

施策の方向① 高齢者・障害者等の自立・生活支援の推進

高齢者や障害者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、本人の意思を最大限に尊重した、医療・保健・福祉サービスの提供に努めます。

市民・家庭・地域・職場では

- 高齢者や障害者が、可能な限り自立した日常生活を送れるよう地域全体で支えていきましょう。
- できるだけ要介護状態にならないよう、病気予防、介護予防に努め、要介護状態になっても、その軽減・悪化の防止に努めましょう。
- 障害者・高齢者を積極的に雇用しましょう。

都留市では

- 高齢者・障害者に対する地域福祉システムの充実
 - ・ 地域援助グループの育成に努めるとともに、援助グループのネットワーク化を図り、市民参加型サービス供給組織の体制づくりを推進します。（福祉事務所）
 - ・ 地域ケアシステムを整備し、各種在宅福祉対策が地域住民とのふれあいの中で進められるよう図ります。（福祉事務所）
 - ・ ひとり暮らし老人、高齢者世帯等の安全性を確保するため、防災・防犯対策、急病などの緊急時対策の充実を図ります。（福祉事務所）
 - ・ 高齢者・障害者の居住環境の改善・整備を促進するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた、高齢者・障害者向け公営住宅の確保・整備を推進します。（福祉事務所・建築住宅課）
 - ・ 障害者の自立支援のため、市の消耗品等の購入により、小規模授産施設等を支援します。（福祉事務所・財政課）
- 生活交通システムの確保
 - ・ 既存バス運行回数の維持・補強及び新路線の開設を関係機関に要望するとともに新たな交通システムの調査・研究を進めます。（政策形成課）
 - ・ 介護を必要とする高齢者や障害者などが利用する、福祉有償運送の利便性を高めます。（福祉事務所）
 - ・ 移送ボランティアの育成・組織化を推進し、高齢者や障害者の移動援助を充実します。（福祉事務所）

施策の方向② 高齢者・障害者等介護者に対する支援体制の充実

高齢者や障害者が家庭や地域社会の中で、幸せを実感しながら生活できるよう、家庭内だけでは対応が困難な福祉ニーズに対して、地域住民や福祉、保健、医療の専門家などの有機的な連携により、よりきめ細かい支援体制の充実に努めます。

市民・家庭・地域・職場では

- 介護保険制度を有効に活用し、みんなで協力して介護にあたりましょう。
- 介護を家庭のみの問題として抱え込まないで、介護保険制度や福祉サービスを活用しましょう。
- 地域ぐるみで高齢者・障害者を支えましょう。
- 介護休業や年次休暇が取りやすい、職場づくりを進めましょう。

都留市では

- 介護保険制度の円滑な運営
 - ・ 地域包括支援センターを整備し、総合的な相談窓口機能、包括的・継続的マネジメントにより、在宅支援の充実に図ります。(健康推進課)
 - ・ 「都留市高齢者福祉計画」、「障害者福祉計画」等に基づき、ホームヘルプサービス・デイサービス・訪問指導・ショートステイなど各種サービスの充実に図ります。(福祉事務所・健康推進課)
 - ・ 民間企業等による福祉サービスの導入を図り、選択性のある多様な福祉サービスの展開を図ります。(福祉事務所・健康推進課)
 - ・ 介護サービス利用上の苦情・相談について、介護サービス利用者の立場に立った介護相談員の設置を検討します。(健康推進課)
 - ・ 介護者の精神的・肉体的負担を軽減するとともに、情報交換・交流の場として介護者懇談会を開催します。(健康推進課)
 - ・ くらしに生かす介護教室を開催します。(健康推進課)
- 障害者等介護者に対する支援
 - ・ 保育所(園)や放課後児童クラブでの心身に障害を持つ児童の積極的な受け入れを促進します。(福祉事務所)
 - ・ 療育相談事業により、発達の遅れや障害を持つ子どもの療育相談・療育指導を行い、保護者の精神的なケアを図ります。(福祉事務所)
 - ・ 特別児童扶養手当を支給します。(福祉事務所)
 - ・ 障害児福祉手当を支給します。(福祉事務所)
 - ・ 特別障害者手当を支給します。(福祉事務所)
 - ・ 重度心身障害(児)者医療費助成制度を活用を推進します。(福祉事務所)
 - ・ 心身障害(児)者に対する、ホームヘルプサービス・デイサービス・短期入所などの各種支援を実施します。(福祉事務所)

重点目標（４）お互いを尊重し合う、心と身体健康づくり

施策の方向① 生涯にわたる心と身体健康づくり

心身とも健康でいきいきとした日々を送ることができるよう、すべての市民が主体的に自らの健康づくりに取り組み、心豊かに暮らせるよう、「健康日本21」事業に基づき、疾病構造の変化に適切に対応し、これまでの二次予防（早期発見・早期治療）から、栄養・運動・休養に関わる生活習慣病の改善を促す一次予防（健康増進・疾病予防）を中心とした、生涯を通じた心と身体健康づくりを推進します。

市民・家庭・地域・職場では

- 自分の身体を大切にしましょう。
- 年に1回は健康診断や人間ドックなどを受診しましょう。
- バランスのとれた食生活をおくるよう努めましょう。
- 日常生活の中に、積極的に運動を取り入れましょう。

都留市では

- 生涯にわたる健康づくりの支援
 - ・ 妊産婦、乳幼児、思春期・青年期、壮年期、高齢期の各ライフステージの健康課題に沿った、心身の健康相談・健康教育を充実します。（健康推進課）
 - ・ 地域の健康づくりリーダーを養成するとともに、健康づくり団体等と地域との連携による健康づくりを推進します。（健康推進課）
- 疾病予防活動の充実
 - ・ 各種健康診査の充実を図るとともに、受診しやすい体制づくり、事後指導の充実に努めます。（健康推進課）
 - ・ 健康相談、訪問指導、健康教育、予防接種等の充実により、市民一人ひとりの個別疾患対策を充実します。（健康推進課）
- スポーツ・レクリエーション活動の充実
 - ・ 「スポーツ・フォーオール・すべての市民のために一人1スポーツ」を提唱し、子どもから高齢者まですべての市民が日常的にスポーツを楽しむ環境づくりを推進します。（生涯学習課）
 - ・ 各種スポーツ教室等を充実します。（生涯学習課）
 - ・ 市民総参加型スポーツ行事・スポーツイベントを開催します。（生涯学習課）
 - ・ スポーツ施設の効率的利用と整備・充実に努めます。（生涯学習課）

- ・ スポーツの推進役としてスポーツ指導者の養成と研修を充実します。
(生涯学習課)

○ 生涯にわたる健全な食生活の維持のため食育の推進

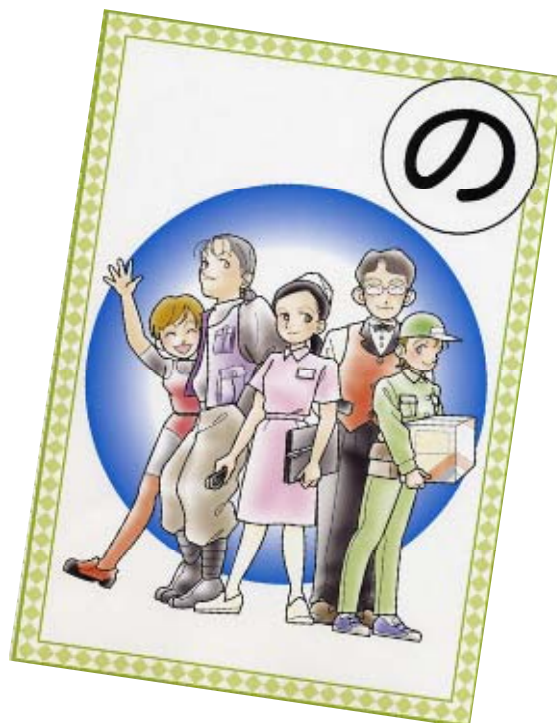
- ・ 学校や保育所等での給食指導や農業体験、親子料理教室などを通じて食育を推進します。
(学校教育課・福祉事務所)
- ・ 食生活改善推進員を中心として、地域における食生活の改善を図り、生活習慣病の予防を推進します。
(健康推進課)
- ・ 地場産の食材を活用した地産地消の推進とともに、地域の食文化の継承を推進します。
(産業観光課)

数 値 目 標

指 標	データの根拠	現状値	目標値 (目標年度)
健康診査受診者数	実績値	3,714 人	4,000 人 (平成 22 年度)



(まったなし
超高齢社会がやってくる)



(のびやかに
生きる男女の、参画社会)

施策の方向② お互いの性の理解と尊重

男女が互いの人権を尊重し、男女平等の精神に基づく豊かな人間関係を形成するため、互いの性への理解を促します。

市民・家庭・地域・職場では

- 男女の身体的・生理的な特徴やそれぞれの心身の状況を理解しましょう。
- 性に関する情報の氾濫による子どもへの影響に配慮しましょう。
- 安全な妊娠・出産のために、心身の健康を保持しましょう。
- 仕事と子育てが両立できる環境づくりに努めましょう。
- 子どもの心身の成長に気を配り、正しい性の知識を理解するよう配慮しましょう。

学校では

- 保健体育だけではなく、家庭科や生活科でも、性に関する問題を取り上げましょう。
- 学校間で格差がないよう連携して取り組みましょう。
- 性教育に関する学習を指導できる教員を養成しましょう。

都留市では

- 生徒・児童が、性について正しく理解し、人権尊重、男女平等、命の大切さなどに基づく正しい異性観を持つことができるよう、発育・発達段階に応じた性教育を行います。
 - ・ 小中学校における性教育を充実します。(学校教育課)
 - ・ 思春期保健福祉事業により各小中学校において、児童・生徒に対し、体の仕組みや発達過程等に関する理解を促し、自らが次世代につなぐ大切な体であるとの認識を持つよう促します。(健康推進課)
 - ・ 命の学習を実施します。(生命誕生や体の発達の過程の学習、赤ちゃんとの交流)(健康推進課)
- 児童・生徒に対し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止のための教育を実施します。
 - ・ 思春期保健福祉事業を実施します。(健康推進課)
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の普及
 - ・ ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方であるリプロダクティブ・ヘルス／ライツを広報つるなどを通じて市民に普及します。(政策形成課・健康推進課)
 - ・ 不妊治療に対する支援を検討します。(健康推進課)

基本目標 V

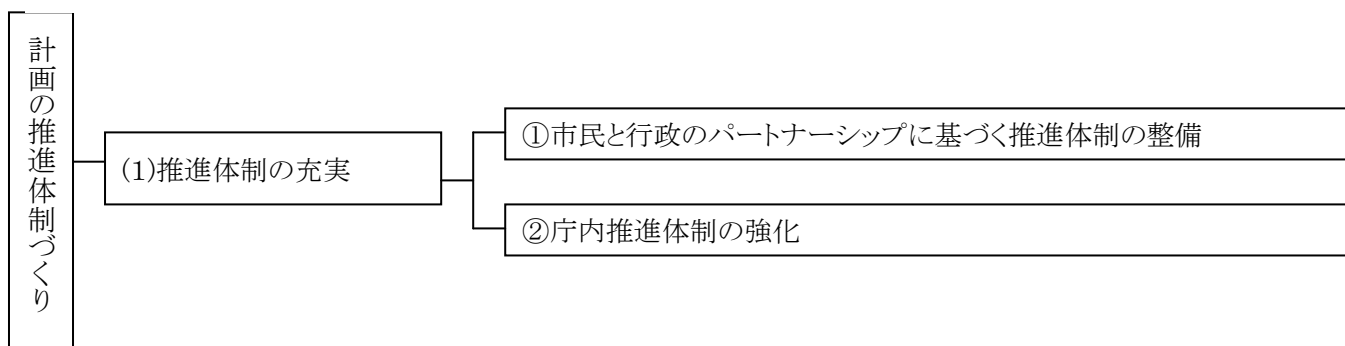
計画の推進体制づくり

「都留市男女共同参画推進計画」に基づく各施策を、市役所全庁的な取り組みとして、総合的かつ効果的に推進するため、都留市男女共同参画推進会議による適切な進行管理のもと、職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立って、施策の執行に当たることが重要です。

また、この計画は、行政だけが実行するものではなく、市民や事業所、地域や学校などあらゆる者との協働により推進するものです。

【重点目標】

【施策の方向】



重点目標（1）推進体制の充実

施策の方向① 市民と行政のパートナーシップに基づく推進体制の整備

男女共同参画社会の実現のために、市民との協働により、「都留市男女共同参画推進計画」を実行します。

市民は

- 男女共同参画を難しく考えず、できることから少しずつ行動しましょう。
- 男女平等の視点で、習慣や慣行を見直してみましょう。
- 市の施策に男女共同参画の視点が活かされているかチェックしてください。

都留市では

- 市民との協働による推進体制の整備
 - ・ 女性団体、市民活動団体、ボランティア団体の活動拠点として、市民活動支援センターを充実し、その活動を支援します。（政策形成課）
 - ・ 地域協働のまちづくり推進会和連携し、地域社会に男女共同参画の意識を広めます。（政策形成課）
 - ・ 都留市男女共同参画推進委員会や男女共同参画に関する活動を行う団体等の活動を支援するとともに、それらの意見を市の施策に反映するよう努めます。（政策形成課）
 - ・ 県委嘱の男女共同参画推進リーダーの活動を支援し、協力して男女共同参画社会を推進します。（政策形成課）

施策の方向② 庁内推進体制の強化

市役所庁内の「都留市男女共同参画推進会議（部長・課長会議）」を中心として、総合的・計画的・効率的に計画が実行されるよう、庁内推進体制の強化を図ります。

市役所職員は

- 男女共同参画の視点で施策の企画・立案をしましょう。
- 各種講座やイベント開催の時には、参加しやすい（託児サービスの提供など）体制を考慮しましょう。
- 男女共同参画の視点で施策を実行しましょう。
- 管理職登用試験に積極的にチャレンジしましょう。

都留市では

- 市役所庁内の推進体制の充実
 - ・ 男女共同参画の視点がすべての施策に活かされるよう、職員に男女共同参画についての研修や情報提供を行います。（政策形成課）
 - ・ すべての施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、各課の連絡推進体制を設け、相互の情報交換や連携を図ります。（政策形成課）
 - ・ 男女共同参画社会の推進のため、市の部長・課長等を構成メンバーとする都留市男女共同参画推進会議の定期的な開催により、各部課相互の連携を図り、施策の推進と着実な進行管理を行います。（政策形成課）
- 計画のフォローアップの実施
 - ・ 計画を着実に推進するため、男女共同参画の進捗状況・数値目標の達成状況を調査し、施策の検証・評価を行い公表します。（政策形成課）
 - ・ 男女共同参画推進委員会をはじめとする、男女共同参画に係る活動をする市民に計画の推進状況を報告するとともに、計画実行に対する課題や新たな施策等について協議します。（政策形成課）

第3章

資 料

男女共同参画の推進に関する年表

	世界	日本	山梨県	都留市
1945年度 (昭 20)		・衆議院議員選挙法改正公布 (婦人参政権実現)		
1946年度 (昭 21)	・国連経済社会理事会に婦人の地位委員会設置	・日本国憲法公布		
1948年度 (昭 23)	・世界人権宣言採択			
1967年度 (昭 42)	・女子に対する差別撤廃宣言採択			
1975年度 (昭 50)	・国際婦人年世界会議開催 (メキシコ) ・世界行動計画採択 ・国連婦人の十年宣言 (1976~85)	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・総理府婦人問題担当室設置		
1977年度 (昭 52)		・国内行動計画策定		
1979年度 (昭 54)	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を採択 (日本含)		・婦人問題に関する意識と実態の調査実施	
1980年度 (昭 55)	・国連婦人の十年中間年世界会議開催 (コペンハーゲン)	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に署名	・青少年婦人対策課を設置	
1981年度 (昭 56)	・男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約採択 (ILO 総会)	・民法及び家事審判法の一部改正 (配偶者の相続分 1/3 → 1/2)	・山梨県婦人行動計画策定 ・山梨県女性関係行政推進会議設置	
1984年度 (昭 59)			・総合婦人会館開館	・都留市婦人団体連絡協議会設立
1985年度 (昭 60)	・国連婦人の十年世界会議開催 (ナイロビ) ・婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	・国籍法改正 ・男女雇用機会均等法公布 ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例批准	・青少年婦人対策課を青少年婦人課と改称	

	世 界	日 本	山 梨 県	都 留 市
1987年度 (昭 62)		・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定		
1989年度 (平元)			・婦人問題に関する意識と実態の調査実施	・都留市立宝保育所に初の女性所長起用
1990年度 (平 2)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連経済社会理事会）		・富士女性センター（現びゅあ富士）開館	・市立文化会館に初の女性館長起用
1991年度 (平 3)		・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）策定 ・育児休業法公布	・やまなし女性いきいきプラン策定 ・やまなし女性いきいきプラン推進懇話会設置	・女性のための講演会 「いつも何かにときめいていよう」女優 藤田弓子氏
1992年度 (平 4)		・初の婦人問題担当大臣を設置	・青少年婦人課を青少年女性課と改称 ・青少年女性課内に女性政策室を設置	・女性のための講演会「明日は今日より素晴らしい」エッセイスト 山内美郷氏
1993年度 (平 5)	・国連世界人権会議開催（ウィーン）	・中学校での家庭科の男女必修実施 ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）施行	・やまなし女性人材バンク設置 ・女性いきいきアドバイザー制度新設 ・地域女性活動推進懇話会設置	・女性のための講演会「外国人から見た日本人」アントン・ウィッキー氏 ・女性問題に関する意識と実態調査実施
1994年度 (平 6)	・「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議開催（ジャカルタ） ・国際人口・開発会議開催（カイロ）	・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校での家庭科男女必修実施		・男女共生をめざす講演会「自分らしく生きる一秒の重さ」石川牧子氏 ・都留市女性問題懇話会設置 ・都留市女性関係行政推進会議設置 ・市民課に初の女性課長起用
1995年度 (平 7)	・第 4 回世界女性会議開催（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・ILO156 号条約（家族的責任条約）批准 ・育児休業法の改正（介護休業制度の法制化）		・男女共生をめざす講演会「時代を生きる女学」神津カンナ氏 ・都留市女性プラン策定

	世 界	日 本	山 梨 県	都 留 市
1996年度 (平 8)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 男女共同参画 2000 年プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 峡南女性センター（現ぴゅあ峡南）開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都留市女性プラン推進委員会設置 ・ 第 1 回女性プラン推進フェスティバル開催
1997年度 (平 9)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画審議会設置（法律） ・ 男女雇用機会均等法改正 ・ 介護保険法公布 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回女性プラン推進フェスティバル開催
1998年度 (平 10)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法についてー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・ やまなしヒューマンプラン 21 策定 ・ 山梨県男女共同参画推進本部設置 ・ やまなしヒューマンプラン 21 推進懇話会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回女性プラン推進フェスティバル開催
1999年度 (平 11)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画基本法公布、施工 ・ 男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 回女性プラン推進フェスティバル開催 ・ 都留市男女共同参画基本条例制定
2000年度 (平 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連特別総会女性 2000 年会議開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方針について」と男女共同参画基本計画に当たっての基本的な考え方ー21 世紀の最重要課題ー」答申 ・ 男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関する県民意識・実態 調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画都市を宣言
2001年度 (平 13)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画会議設置 ・ 内閣府に男女共同参画局設置 ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行（一部施行 2002 年 4 月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 都留市女性能力開発講座（シャインアップセミナー）実施 ・ 第 5 回男女共同参画推進フェスティバル開催

	世 界	日 本	山 梨 県	都 留 市
2002年度 (平 14)			・山梨県男女共同参画計画策定	・第 6 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2003年度 (平 15)				・第 7 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2004年度 (平 16)				・男女共同参画に関する市民意識調査実施 ・第 8 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2005年度 (平 17)		・男女共同参画基本計画（第 2 次）策定	・男女共同参画に関する県民意識・実態調査実施 ・山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定	・第 9 回男女共同参画推進フェスティバル開催 ・都留市男女共同参画推進計画一つるハートフルプラン一策定

都留市男女共同参画基本条例

(平成十二年三月二十四日 条例第六号)

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の基本理念（以下「基本理念」という。）を明確にし、その実現に向けて、都留市（以下「市」という。）、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策に必要な事項を定め、もって男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「事業者等」とは、営利法人、営利を目的とした個人、公益法人、NPO 及び自治会等をいう。

(基本理念)

第三条 基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

(市の責務)

第四条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画について、市民、事業者等の理解が深まるよう、必要な普及啓発を行うものとする。

(市民の責務)

第五条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 市民は、市の行う男女共同参画社会の実現に向けた施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第六条 事業者等は、その事業活動に関し、男女共同参画社会の実現のために努めなければならない。

2 事業者等は、市の行う男女共同参画社会の実現に向けた施策に協力するよう努めなければならない。

(都留市男女共同参画推進計画)

第七条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るため、都留市男女共同参画推進計画を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(調査研究及び公表)

第八条 市は、男女共同参画推進のための施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の理解を深めるため、前項による調査研究の成果を広く公表するものとする。

(他の地方自治体等及び民間の団体との協力)

第九条 市は、男女共同参画を推進するため他の地方自治体及び民間団体との連携に努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止等)

第十条 何人も職場、家庭、学校、地域社会等において、性別を理由とする差別的な取り扱いをしてはならない。

2 何人も職場、家庭、学校、地域社会等において、性的行為の強要又は性的な言動による生活環境の侵害（セクシュアルハラスメント）及び夫や恋人等親しい関係の男性から女性に向けられる暴力（ドメスティック・バイオレンス）をしてはならない。

3 市は、セクシュアルハラスメント及びドメスティック・バイオレンスは人権侵害であるとの認識にたち、その防止のための啓発に努めなければならない。

(男女共同参画の促進)

第十一条 市は、事業者等に対して、女性の参画状況について報告を求め、公表するとともに必要に応じ事業者に対し働きかけを行うものとする。

2 市は、事業者等に対して女性の参画促進に向けた先進的な取組事例の報告を求め、促進に積極的な事業者等に対して、表彰等を行うものとする。

3 市は、男女共同参画を促進するために、積極的に支援を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都留市男女共同参画推進委員会設置条例

(平成十二年三月二十四日 条例第七号)

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づき、附属機関として都留市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の各号について協議し、市長に報告する。

- 一 都留市の男女共同参画社会の形成に関する事。
- 二 男女の人権の尊重に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に係る施策の推進に関する事。

(組織)

第三条 委員会は、市長が委嘱する委員十五人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部政策形成課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都留市男女共同参画推進会議設置要綱

(平成十六年十二月二十日日 訓令第十九号)

(設置)

第一条 都留市における男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するため、都留市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 推進会議は次に掲げる事項について協議し、市長に報告する。

- (一) 都留市男女共同参画基本計画の策定の総合調整に関すること。
- (二) 男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に関すること。

(組織)

第三条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、総務部長をもって充て、副会長は、教育次長をもって充てる。

3 委員は、部長、大学事務局長、病院事務長及び各課等の長をもって充てる。ただし、必要と認めるときは、会長が若干人を指名することができる。

(会長及び副会長)

第四条 会長は推進会議を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第五条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第六条 推進会議の庶務は政策形成課において行う。

(委任)

第七条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成十六年十二月二十一日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)
(法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要

な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下 略)

都留市男女共同参画推進計画
～つるハートフルプラン～

平成18年3月

発 行

都 留 市

〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号

電話 0554-43-1111

E-mail:seisakukeisei@city.tsuru.lg.jp